

## 特定接続サービス利用規約

本規約は、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます）が提供する特定接続サービス（以下「本サービス」といいます）の利用条件について定めます。  
(本規約の適用)

第1条 本規約は、ドコモとドコモ専用回線等接続サービス契約約款（以下「約款」といいます）における専用回線等接続契約に基づくサービスとして提供する、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます）との間の、本サービスにかかわる一切の關係に適用されますので、契約者は本サービスのご利用にあたり、本規約を遵守していただきます。

2. 契約者は、本規約のほかドコモが必要に応じて定める規約・規則にしたがって本サービスを利用するものとします。

3. ドコモは、契約者の承諾なく、本サービスの提供につき必要な範囲で本規約を変更および追加条項を設けることができるものとします。

(規約の変更)

第2条 ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者へドコモが適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、専用回線等接続契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

(本サービス内容)

第3条 本サービスは、ドコモが契約者に対し、契約者がメール送信用接続装置を利用して予めドコモの指定する方法により登録したIPアドレス毎に、ドコモが別途定めるセッション数のインターネットメールを接続するサービスです。

2. 前項に基づき契約者がドコモに登録することのできるIPアドレスは、契約者又は契約者と固定IPアドレスの使用について一定の契約約款にある特定のもののみとします。

3. 契約者は、本サービスの利用にあたり、ドコモの判断で実施するあらゆる迷惑メール防止策の適用を免れるものではないことを承諾するものとします。

4. ドコモは、契約者にあらかじめ通知することなく、本サービスの仕様を変更することができるものとします。

(利用申込み)

第4条 本サービスの利用希望者は、本サービスの提供を受けるにあたり、予めドコモに対し約款に定める事項を記載した契約申込書を提出し、利用申込みをするものとします。なお、本サービスの利用希望者が契約申込書に記載することができるFROMアドレスは1つに限られるものとします。

2. ドコモは、前項の規定にかかわらず、約款に定める事由のいずれかに該当する場合には、利用申込みを承諾しないことができるものとします。

(契約者の遵守事項)

第5条 契約者は、本サービスの提供を受けている期間中、次の各号に定める事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスを利用して送信される電子メールには、その表題部又は本文に当該電子メールの受信者（以下「受信者」という）が契約者に対して連絡をとり得る正確な連絡先（FROMアドレス等、「以下「連絡先」という）の記入をおこなうこと。

(2) 受信者が連絡先に受信を拒絶する意思表示を行なった場合、以後、当該受信者に対し電子メールの送信を行なわないこと。

(3) 本サービスを利用して、ドコモが大量と認める宛先不明の電子メールの送信を行なわないこと。

(4) 本サービスを利用して、違法な内容を含む電子メールを送信しないこと。

(5) 本サービスを利用して、コンピュータウィルス等の有害のプログラムを含む電子メールを送信しないこと。

(6) 本サービスを利用して、ドコモ、受信者、その他の第三者の権利を侵害しないこと。

(7) 本サービスを利用して、法令等に違反する行為を行なわないこと。

(8) 前各号の他、ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認める行為を行なわないこと。

(料金の支払い)

第6条 契約者はドコモに対し、約款の定めに基づき料金を支払うものとします。

2. 契約者は、専用回線等接続契約に基づく相互接続に係る通信ができない状態が生じた場合であっても約款に定める場合を除き、料金を支払うものとします。

(接続装置等の変更等に要する費用)

第7条 ドコモは本サービス期間中、必要に応じてドコモの接続装置等の変更、移転等を行なうことがあります。この場合、ドコモは契約者に対して所定の通知を行ないます。

2. 契約者は、本サービスを利用するのに適した設備環境を常に契約者の責任において用意または購入するものとし、前項に基づきドコモが接続装置等の変更、移転等を行なうことに伴い、契約者の設備を変更、設定変更等する必要があるが生じた場合、そのために必要となる設定変更工事料等の費用を契約者が負担することを承諾するものとします。

(サポート受付時間)

第8条 ドコモは、本サービス期間中、ドコモの設置するお問合せ窓口において、別途ドコモが定める方法に従い、契約者からの本サービスの提供状況等に関する問い合わせ（以下「サポート」といいます）を受け付けます。

2. ドコモは契約者に対し、以下の時間帯にてサポートを行ないます。ただし、別途ドコモが電気通信設備の保守等を行なうために必要な時間を除くものとします。

土日祝祭日年末年始を除く平日9時30分より17時30分まで

(秘密保持)

第9条 契約者及びドコモは、事前の書面による承諾なくして、第4条第1項に基づきドコモに対して提出した契約申込書に記載した情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。

(本サービスの中止等)

第10条 ドコモは、約款第36条第1項各号に定める事由の一に該当する場合には、所定の手続きに従い本サービスの利用を中止することがあります。

(解除)

第11条 ドコモは、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、専用回線等接続契約を解除することがあります。

(1) 契約者が第5条に定める遵守事項に違反した場合

(2) 契約者が第9条に定める秘密保持義務に違反した場合

(3) 契約者の所在が不明となった場合又は連絡が不可能となった場合

(4) 電子メールの受信者から電子メールの受信を拒否する申出があったにもかかわらず、その受信者へ電子メールを送信したことが判明した場合

(5) その他約款に定めるビジネスopera契約の解除事由が生じた場合

(不承認)

第12条 ドコモは、第11条に基づき専用回線等接続契約を解除した場合、契約者による再度の本サービス利用の申し込みを承諾しないことができるものとします。

(問合せ等対応)

第13条 契約者は、本サービスの利用により契約者が提供する情報サービス等に関して発生した苦情、問合せ等（以下「問合せ等」といいます）に対しては、ドコモに帰責事由があるものを除き、自らの費用と責任で対応し、解決しなければならないものとします。

2. 契約者は、ドコモ及びドコモグループ会社が受信者等から契約者の本サービスの利用に関して苦情、問合せ等を受けた場合にも、ドコモに帰責事由があるものを除き、契約者自らの費用と責任で対応、解決しなければならないものとします。

(損害賠償責任)

第14条 契約者は、本サービスの利用に関してドコモの業務を妨害する等してドコモに損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。

(責任の制限)

第15条 ドコモが本サービスの提供に関して契約者に対して負担する責任の範囲は、約款に定める通りとします。

(通信履歴の調査)

第16条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、受信者よりドコモに対して第11条第4号又は5号に定める事由が発生した旨の問合せ等がなされ、第13条の定めに基づく契約者による問合せ等対応にもかかわらずなお解決しない場合であって、ドコモが当該事案解決のため必要と判断するときは、ドコモが契約者の通信履歴を調査することができることをあらかじめ承諾するものとします。

(残存効)

第17条 第9条、第12条乃至第18条は本契約が解除又は終了した後もなお効力を失わず有効に存続するものとします。

(管轄)

第18条 本規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(協議事項)

第19条 約款、本規約に定めのない事項及び解釈上疑義の生じた事項については、契約者とドコモは別途誠実に協議を行い解決するものとします。

附則

本規約は2020年3月31日から実施します。(2020年3月31日 改定)